

正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成。

支給対象者の範囲・助成額の変更

現 行	
有期→正規 80万円(60万円) 無期→正規 40万円(30万円)	
【加算措置／加算額】	
・ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28.5万円	
・ 母子家庭の母等又は父子家庭の父 9.5万円(有期→正規の場合)	
・ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 9.5万円(一部11万円) (有期→正規の場合) 等	
改 正 後	
【重点支援対象者】	【重点支援対象者以外】
有期→正規 80万円(60万円)	有期→正規 40万円(30万円)
無期→正規 40万円(30万円)	無期→正規 20万円(15万円)
「重点支援対象者」とは	
a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者	
b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者	
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下	
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない	
c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者	
※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします	

新規学卒者については、雇い入れられた日から起算して
1年未満のものについては、支給対象者から除外しました。

()は大企業の助成額